

委託業務特記仕様書（令和4年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満の土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/>

（ウィークリースタンス）

- 第5条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務スケジュール管理表)

- 第6条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。
- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

(Web会議【受注者希望型】)

- 第7条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、Web会議の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(本業務の特記仕様事項)

- 第8条** 本業務における特記仕様事項は、次頁のとおりとする。

R 4 阿土 橘港（中浦地区） 阿南・橘 - 4 m物揚場防食設計業務

特 記 仕 様 書

1. 業務名称

R 4 阿土 橘港（中浦地区） 阿南・橘 - 4 m物揚場防食設計業務

2. 業務の目的

本業務は、老朽化し機能低下した「橘港（中浦地区） - 4 m物揚場（台帳番号：C-6-16）（構造：横棧橋式係船岸）」において、鋼管杭の被覆防食の設計及び電気防食の設計を行うものである。

3. 業務内容

3.1. 設計計画

本業務の趣旨を十分に理解したうえで、業務実施にあたっての技術的方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を作成する。

3.2. 資料収集整理

当該物揚場について、既往の成果報告書、維持管理計画書等の資料を収集し整理する。貸与可能な資料を以下「4. 貸与資料」に示す。

3.3. 現地調査

収集整理した既存資料を基に現地踏査を行い、現況施設の状況、計画予定地周辺施設の状況、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況等を把握し整理する。

3.4. 設計条件の設定

当該物揚場の鋼管杭（電気防食適用範囲外）において、被覆防食工の検討を行う。

3.5. 被覆防食工の設計

被覆防食工及び電気防食工の設計に必要な鋼管杭の断面力、鋼材の腐食量等の整理を行う。

なお、鋼管杭に作用する断面力については、既往成果報告書において算出されている値を用いることとする。

3.6. 電気防食工の設計

当該物揚場の鋼管杭（電気防食適用範囲）における、被覆防食工を踏まえた電気防食工の設計を実施する。

3.7. 図面作成

被覆防食工の検討、電気防食工の設計内容を踏まえて、工事に必要な設計図を作成する。

3.8. 数量計算書

数量算出要領に基づき、工事に必要な数量計算を作成する。

3.9. 協議・報告

設計協議は、業務着手時、中間打合せ1回、業務完了時の計3回を基本とし、必要に応じて随時実施する。

3.10. 照査

仕様書に基づく条件，検討項目，設計内容等の照査を業務中間段階ならびに適切な区切りにおいて適宜実施する。また，設計作業終了後，すべての内容について照査し，照査報告書にとりまとめる。

3.11. 報告書作成

業務の目的と特記仕様書を踏まえ，業務の方法，過程，結論について記載した報告書を作成する。成果品の提出は，下記の通りとする。

- ・ 報告書（紙媒体：A4 チューブファイル） 1 部
- ・ 電子成果品（電子媒体） 2 部（正・副各 1 部）

4. 貸与資料

- ・ 港湾施設台帳
- ・ H20 港空 徳島小松島港（末広地区）他 徳・南末広他
港湾長寿命化計画策定業務
- ・ R4 阿土 橘港 阿南・橘他 港湾施設点検診断業務